

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）吉野町長

移住支援金交付申請書

吉野町移住支援金交付要綱に基づき、支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 申請する支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		専門人材	テレワーク	
		関係人口		起業		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

申請日から5年以上継続して、吉野町に居住し、かつ、就業・起業等する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する

※各種確認事項の「B.」に、○を付けた場合は、移住支援金の対象となりません。

4 移住元の住所

住所	〒	
----	---	--

5 (東京 23 区の在勤・在学者に該当する場合のみ記載) 東京 23 区への在勤・在学履歴
※直近 1 年以上かつ通算 5 年以上の在勤・在学履歴を記載

期間	就業先・在学先	就業地・在学先

管理コード (奈良県及び吉野町使用欄)	
---------------------	--

第2号様式（第5条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

移住支援金の交付申請に当たり、次の事項について誓約及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 吉野町移住支援金交付要綱第3条各号に規定の対象者要件について、該当する全ての要件を満たしています。
- (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、奈良県及び吉野町から求められた場合には、それに応じます。
- (3) 以下の場合には、吉野町移住支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。

ア 虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付を受けた場合：全額

イ 支援金の申請日から3年未満に吉野町から転出した場合：全額

ウ 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

オ 支援金の申請日から3年以上5年以内に吉野町から転出した場合：半額

2 同意事項

- (1) 上記1（3）の誓約事項が遵守されているか確認するために、吉野町が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 奈良県及び吉野町が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

(宛先) 吉野町長

住所
申請者
氏名

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先） 吉野町長

所在地

事業所名

代表者名

⑩

電話番号

担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名			
勤務者住所			
勤務先所在地			
勤務先電話番号			
移住支援金種別	1. 奈良県マッチングサイト掲載求人による就業 2. プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業による就業 3. テレワークによる就業		
1. 又は 2. を選択 した場合	就業年月日		
	雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用	
1. を選択 した場合	応募受付年月日		
	勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	1. 3親等以内の親族に該当しない 2. 3親等以内の親族に該当する	
3. を選択 した場合	移住に係る意思	1. 勤務者本人の意思による移住 2. 所属先企業等の命令による移住	
	地方創生テレワーク交付金を活用した勤務者への資金提供の有無	1. 勤務者へ資金提供を実施していない 2. 勤務者へ資金提供を実施している	
	所属先企業等への出勤の頻度（就業後3ヶ月の実績）	1週間あたり勤務日数	日/週
うち、所属先企業等への出勤日数		日/週	

備考 移住支援金に関する事務、勤務者の勤務状況などの情報を、奈良県及び吉野町の求めに応じて、同県及び同町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第 号
年 月 日

様

吉野町長



移住支援金交付決定通知書

吉野町移住支援金交付要綱に基づき、次のとおり支援金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定額 円

振込予定日 年 月 日

振込口座

金融機関名：

口座番号（下3ケタ）：

口座名義：

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合があります。

2 交付の条件

支援金に関する報告及び立入調査について、奈良県及び吉野町から求められた場合には、それに応じなければならないこと（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。）。

（備考）

1 吉野町移住支援金交付要綱の規定に基づき、次に掲げる場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付を受けた場合：全額
- (2) 申請日から3年未満に吉野町から転出した場合：全額
- (3) 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
- (5) 申請日から3年以上5年以内に吉野町から転出した場合：半額

2 フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- (1) この通知書はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (2) 移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

3 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- (1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- (2) 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

第5号様式（第8条関係）

支援金交付請求書

金 _____ 円

年 月 日付 第 号により交付の決定を受けた吉野町移住支援金として

上記のとおり支援金を交付されたく請求します。

年 月 日

(宛先) 吉野町長

住所

氏名

印

振込先

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
口座名義カナ			
口座名義			